

【記者会見】
町長の証人喚問の必要性について

開催日時	令和8年2月6日（金） 午後3時30分
出席者	委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 平山 賢治 弁護士 馬奈木 昭雄（百条委員会法的助言者）

(午後3時34分開会)

○**白根美穂副委員長** では、ただいまから記者会見を始めさせていただきます。お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、町長の町人喚問の必要性について御説明させていただきます。

本日、進行を務めます百条調査特別委員会副委員長の白根です。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の会見の流れを御説明いたします。

まず、古賀委員長より本日行われました百条委員会で決定した内容について説明があり、その後、当委員会の法的助言者である馬奈木弁護士より法的観点からの説明を行います。

最後に、皆様からの御質問をお受けする流れとなっております。

なお、記録のため記者会見の内容は録音させていただきます。円滑な進行となりますように皆様の御協力のほどよろしくお願いいたします。

では、古賀委員長、よろしくお願いいたします。

○**古賀世章委員長** 本日は、お集まりいただきありがとうございます。百条委員会の委員長として、本日の経緯と、今後の対応について説明いたします。

本日、委員会は、町長に対する再度の証人喚問を予定しておりました。しかしながら、町長からは出頭しない旨の文書が提出され、本日の証人喚問には応じないとの意思表示がなされました。

百条委員会は、政治的対立のために設置されたものではありません。地方自治法に基づき、公金支出および行政運営の適法性について、事実を確認し、記録をもって検証するための調査機関です。

今回、町長の再喚問が必要であると判断した理由は、明確です。

まず第一に、大刀洗マルシェかてての運営と会計処理の法的根拠が、依然として町長から具体的に説明されていないことです。町長は、記者会見等において「内部規定に不備があった」と発言していますが、何が不備だったのか、なぜ15年以上是正されなかったのか、なぜ百条委員会調査開始後にのみ整備されたのか について、証言としての説明は行われていません。

第2に、町のインボイス登録が「かてて」名義の適格請求書に使用されていた事実が判明をしております。これは単なる事務ミスでは済まない可能性がありまして、誰が承認したのか、誰が決裁したのか、法令違反の可能性を調査したのかにつきまして、町長の説明責任が発生しております。

それから第3に、百条委員会の記録提出請求に対しまして町側が応じなくなっていることでございます。百条委員会は法律に基づく正式な記録提出請求権をっております。この提出が止まっていること自体が調査継続上、重大な問題でございます。そのため、町長の関与、判断、指示の有無について証言による確認が必要となりました。

4番目に、税務及び会計処理に関する専門家の見解が提出されていることとございます。税理士による見解では、帳簿未整理、帳票存在不十分、利益計算不能、税務申告未実施、会計区分混在など指摘されております。これらは単なる運営上の問題ではなく、法令適合性の問題であります。

本日、町長へ再尋問が必要な理由と具体的な尋問事項を記載しました再喚問通知書を正式に再発行いたしました。本件は感情論ではなく、法的事実確認の問題でございます。町長に対しましては政治的立場ではなく、行政の最高責任者として証言を求めています。

本日は、本委員会の法的助言者であります馬奈木昭雄弁護士にも御同席いただき、この後、御説明をいただきたいと考えております。

我々百条委員会は、対立のためではなく、また非難のためでもなく、事実確認のために調査を続けてまいります。

以上でございます。

○白根美穂副委員長 続きまして、馬奈木弁護士、よろしくお願いたします。

○馬奈木昭雄弁護士 どうもありがとうございます。御出席くださいます。

これまでの経過、今、委員長から御説明があったとおりでございますが、1月15日付で、本日2月6日の百条委員会に証人として出頭するように請求書を出しました。それに対して出頭できないという返事が1月29日付で出されております。

そこに書かれていますのは、要するに内容が特定されていない、漠然としているじゃないかと、それから1遍出頭して証言していると、それ以上、何でもまた証言が要するのかと。適正な手続、この前の尋問でも問題がある尋問だということが主要な原因でございます。おっしゃること、そのような御心配をなさっている、あるいは問題を感じておられるというのは、それはそれで当然対応が必要だということで、本日、改めて何でもう一遍出頭を求めたのかということについて詳細な理由、それから聞く内容が限定されていないということに対してこのような中身ですということ限定した尋問事項、それから2週間以上は対応が必要だろうということについても、その期日の余裕を持って、改めて令和8年2月27日午後1時半からもう一遍出頭をお願いしますという証人出頭請求書を、これは町のほうに、担当部署にお渡ししました。ということで、その御報告の御説明でございます。

ここでは争われているというか、争われているという言葉自体が不適切だと私は思うんですが、要するに事実解明をきちんとせんといかんということ、これはもう当然のこととして、それに町の責任者である、要するにこの問題を生じている一番、説明できる立場にある町長が、要するに適格な証言をしない、逃げ回って答えない、そして自分の都合のいいことは別の機会に積極的に発言されると。しかもその内容は必ずしも公正な内容とは言えない内容だと、私、これ個人的意

見でございます、感じております。ということで、きちんと事実解明に協力してくださいと。それは町長の義務ですということ、義務というのは要するに法律上の義務であると同時に、当然、町民に対する政治上の義務でもあると思っています。ということで、改めてその説明を丁寧にしたつもりでございます。

その内容、なぜもう一度、証人として証言が必要かというのを本日出しました証人出頭請求書、令和8年2月6日付で出しました文書で説明しております。

一番問題なのは、これまで「かてて」という団体が、どうして町の職員を使って町の金を使ってやれるのか、その根拠となるものが一切ないという、とっても面白い、表現が悪い、不謹慎かもしれませんが、全国にまず例がないんじゃないかと思います。こんなに何にも根拠がなく町職員の職員がやってこられた。しかも、それがもう15年になろうかという。議会も、あるいは決算の監査委員会でも問題なかったわけじゃない。問題は指摘されてきたにも関わらず、それが全く無視されてきた。そのため、百条委員会は必ずしもこの「かてて」だけではない、職員の不正受給の問題もありましたので、それに合わせて百条委員会が発足したわけですが、そのもう一つの職員の問題についても一切調査を拒否していたわけですが、その中で驚くべきことにと、私、あえて強い表現を使いますが、町の職員が出張旅費受給のために宿泊先の書類を偽造した。偽造した書類を、それも何通も使用して出張旅費を請求しているということが、これはこの百条委員会の調査の中で判明いたしました。

くどく申し上げます。町長は何遍請求を受けても、いや、これ以上調査する必要はないと言ってきたわけであります。その事実が判明した。町の職員が宿泊の証明書を偽造して自分の出張旅費を受け取ったなんて例、多分、全国的にも極めて稀な例じゃないかと思います。それを調査する必要はないとして突っぱねてきたということがそもそも大問題だというふうに思っておりますが、その調査のやり方が気に入らんと行って、今度は町長は第三者調査委員会なるものを、私、あえて勝手に申し上げますが、勝手に立ち上げた。勝手にという表現を使う意味は、本来は町の議会にかけて議会の承認の下に条例を徹底してつくる、あるいは条例までつくらなくても、設置要綱なり、一定の規定をつくってやる。これは日弁連の第三者委員会でそうやんなさいというふうに指摘されていることです。それに従わない。中山町長が勝手につくったという意味で、日弁連の文書では「第三者委員会と称する委員会」という表現を使っております。本当の意味での第三者委員会ではないというのが日弁連の見解だと私は思っております。

というやり取りがあっておりまして、その中で「かてて」の経過、これもまた全く何の規定もなく、町の職員が働いてきて町の金を使ってきた。しかも会計報告もなく決算もない。監査委員が監査もしないという状況で、それが継続してきて、今度、百条委員会を立ち上げましたら、ようやくその不備があったということで活性化協議会なるものをつくって、それが今後やっていく

ということをなさったわけです。

ところが、その不備があったというのは、これは記者会見の文書でも言うておられますけども、前回、百条委員会に出席した後、その第三者調査委員会を立ち上げるという中で配付した文書の中で述べておられますが、これまで「かてて」にも不備があったとおっしゃるんですが、その不備が何なのか一切説明されようとしません。

今度、活性化協議会なるものを立ち上げてその不備が改善された、全く問題がなくなったんだということに至るところで、町長あるいはその解説なさっている専門委員なる人がおっしゃるんですけども、本当に改善されたのかどうか、不備のどの点をどう改善したのかという説明は全くない。だから、今度動き出した活性化協議会の新しくつくられた設計要領なり、あるいはその会計の処理の要領なりを見て、こういうふうにするべきだとお考えになっているんだなという推測は成り立ちます。それは私どもの勝手な推測であって、町長自身がどこを不備と考え、どう改善したのかという御説明はやっぱりきっちり聞いておきたい。それがなぜ百条委員会が立ち上げられるまで改善されずに放っておいて急に改善されたのか、改善されたと言われているのか。しかも、本当に改善されたのかということは実際の運営を見てみないと分からないので、この1年間どういう運営をしてきたのか、それもきちんと報告してくださいと、百条委員会でそれもきちんと説明してくださいと、本当に改善されたのかどうかということが必要ではないでしょうかというのが百条委員会のほうで考えた内容でございます。

その趣旨をこの出頭を改めて請求した文書で説明しております。先ほど委員長が述べられたとおりであります。

私は、これ出頭されないということになれば大問題だと思っております。つまり、本来町民にきちんと説明すべきことを町長が説明しようとなさらない、自ら説明しようとなさらないので百条委員会で強制的にでも証言していただくと言ったら、それも理由をいろいろつけて出頭しない。最初の出頭をお断りになった理由としては、事情として分からないこともないと思ったので、きちんと丁寧に何を聞くのかということについて、これは誤解の余地はないと私は思っております、この問題について聞きたいということを丁寧に説明した。しかも、とりわけ「かてて」が町のインボイス番号を勝手に使用していると、これは大変な問題だと私は思っております。

御覧いただきますと、これがいかなる意味を持つのかというのは、正直言って私も法律上、誤りなくきちんと説明できるという自信はございません。極めて現代的な最新の問題でして、これ本当は税務の専門家の御意見をぜひ皆さん方のほうで確認していただくと非常にありがたいと思います。

ここで出ている、少なくとも形式上問題になると一見して思われるのは、発行者は明らかに「大刀洗マルシェかてて」です。「大刀洗マルシェかてて」というのは、いかなる性格のものか

という、これはこれまで町長が繰り返し表明してこられたとおり、準公金団体、つまり民間の団体です、民間の任意団体ですという説明です。

ここに表示されている内容を見ると、「大刀洗マルシェかてて」がこの適格請求書を発行しているということは明らかです。その「かてて」なるものが何者かという、括弧しまして「大刀洗町役場地域振興課内」にある。だから、大刀洗町役場地域振興課内にある「大刀洗マルシェかてて」が発行した適格請求書だという文書です。

そこに登録番号が書いてあります。インボイスの登録番号です。この番号が、私に言わせますと驚くべきことに、大刀洗町役場の登録番号です。そうするとどういうことが起きるのか。この書類の持っている意味は、当然、消費税を納入する義務が生じる。そのときに大刀洗町役場ではない、「大刀洗マルシェかてて」です、これ、あくまでも任意団体。卸した、卸売したのは「かてて」で、買い受けた何とか株式会社がこれを買受けたということです。当然のことながらこの「大刀洗マルシェかてて」には消費税を払うべき義務が生じると思います。それは「かてて」が払うから、この買入れた何とか株式会社のほうはこの消費税額は自分が払わないでいいというのをこの適格申請請求書を使って払いませんという税務申告をする。つまり、取引先の業者が買入れて、さらに転売して売った場合にかかる消費税が全額かかる分のうち、卸売りをした「マルシェかてて」の分が支払う分は差し引いて計算していいということを証明する文書だと、簡単に言うとそういうことだと思います。

そうすると当然のことながら、この文書を出した適格請求書を発行した「大刀洗マルシェかてて」は消費税の申告義務と納入義務が出てくるというのが普通の常識だと私は思っています。これはぜひ専門家に確認してください。これは誰が払うことになるのかというのが大問題です。私は「かてて」が払うのは当然だと思いますが、じゃあインボイス登録番号を何で付けたのかと。この番号が払いますという意味だと私は理解します。つまり、本来は「大刀洗マルシェかてて」のインボイス登録番号があつてここに記載されているべきものというのが当たり前の話だと思います。それを「大刀洗マルシェかてて」という任意団体が大刀洗町役場のインボイス番号を使ってこういう書類を作って取引先に交付したと。40通ばかりあるというふうに百条委員会では思っています。

そうすると、一体、法律上どういう問題が起きるのか。ちょっと念のために該当条文を「大刀洗マルシェかてて」が使つてはいけないインボイス番号を使ってこの文章を出したという理解が正しければ、当然、この条文違反になります。57条の5の違反になります。そして、この57条の5には罰則がついております。65条で罰則がついております。ということで、これは刑事罰が生じる事例です。

そうしますと、少なくとも大刀洗町役場の地域振興課内の人間がこれを出したと、この文書を

作成して出したと、しかも振込先は「大刀洗町さくら市場」——これは「かてて」の前身です、の代表、村田まみさん。これはこの課の課長だと認識しておりますが、この人宛てに振り込む、この人の通帳、ただこれはくどいようですが、大刀洗町の通帳でございません。この任意団体の「大刀洗マルシェかてて」、この当時で言うと「さくら市場」の通帳に振り込まれるということです。それを地域振興課内の課が、少なくとも課長かその下の職員かが勝手にやったことか。それは幾ら何でも少なくとも地域振興課の仕事として、職員の給料を町からもらいながらこの仕事をしているわけですから、当然、普通の行政上の決裁、つまり上司の決裁は要るだろうと。特に町のインボイス番号を使うというなら町長が決裁したと考えるのが当たり前じゃないでしょうかと、そう考えるのが当然だと普通に思います。それはこっちが勝手に思った話ですから、そこは証言ではっきりしてくださいと、誰がこれを承認して使うことを認めたのか。そして、今どういう法律問題が発生するというのを承認した段階で分かったのか。分かっていなければ、今現在、判明した段階でどういう法律問題が起きると思っているのか、これ考えられるのはまず刑事罰です。決裁があれば、当然、町長以下、その決裁した人も刑事罰が及ぶと考えるのが当たり前だと思います。

民事上の問題でこれどうなるのかがちょっと専門家のきちんとした意見が必要なんですが、この問題は何とか株式会社です。何とか株式会社がこの登録番号の消費税の控除が認められるのか認められないのか、大刀洗町がこの文書を否定すれば、当然認められないことになる。だから、この何とか株式会社は消費税分、本来この「かてて」が払うべきであった消費税分を自分が払わなきゃいけないということになるんじゃないかなと、私、断言はしません、ちょっと自信もございません。ただ、普通に考えたらそうなる私の法律常識では思っております。少なくともそれを町長は自分できちんと調査して、どうなるかという判断をすべきだというのが百条委員会の調査の趣旨でございます。多分、損害賠償の問題は生じるんじゃないかというふうに思います。「かてて」は修正申告をなさらないと思います、インボイス番号がありませんから。

それから、これまでの出た情報ではインボイス番号は発足させたところにはつくらないということを明言されていたように私は理解しています。もし間違っていて、今登録されたなら、それはそれでその法律関係がどうなるのかと。要するに修正申告を誰がするのか。少なくとも何とか株式会社のほうはこの「かてて」の対応次第によっては修正申告しなきゃいけないことになるんじゃないのかなと、普通はそうだなと私は思っております。

つまり、言いたいのは、本当にそこはどうかはともかく、単なる不正使用があったということではなくて、取引先にも大変な迷惑をかけるということなんですと。それは町民に対して大変な被害を与えることなので、ましていわんや、それを町の番号を使ってやるなんてこと、これは多分前代未聞とおっしゃると思います。何かうわさ話では——あえてうわさ話と申し上げておりま

す、そんなことを今まで知らないと税務当局の担当者もおっしゃっているという話もございます。これ、ぜひ今までこういう事例があるのかどうか、国税局のほうにも御確認いただくといいと思うんです。

という大変な問題を頼かむりして、私が今ここで一番強調したいのは、頼かむりして一切説明しようとなさらないことです。これ、大変な問題だという認識は持っていただかないと困る。それは町民のためという意味で、さっき委員長が申し上げましたが、あえて非難をしたいわけではない。ましていわんや、町行政と議会が対立しているなんて、そういう対立構造に変なすり替えた議論をされるのは非常に困る。町民の利益を第一に考えましょうと。それは法をきちんと守るというところからまず出発すべきじゃないんですか。

それから、適正だったかどうかという問題が1つ。違法がどうかのさらに前段階として、問題が起きるようなことは少なくとも指摘されて問題になったら改めるべきところは改めようと、それが違法ではなくたって改めようというのが、当然あるべき町の行政だと思います。それを聞く耳一切持たんと。調べるほうが悪いと。私に言わせますと百条委員会の調べ方が悪いと。それを調べる第三者委員会を議会の承認もなしに勝手につくと。町の予算を勝手に流用して、その費用に充てると。そんなことが本当にいいんでしょうかということをお百条委員会はきちんと調査していきたいということでございます。

町民の方は、多分このインボイスの問題を全く御存じないと思います。これも百条委員会で調べに調べてやっと分かったことです。町長がもうしきりと百条委員会の調査項目が限定されていない、無限に広がるじゃないかとおっしゃる。やってなきゃ無限に広がるわけないでしょう、やってないことを調べるわけいきませんから。つまり、無限に広がるようなことを町長はやってきたと。調査項目が限定されないというのは、町長がやってきたことがあんまりいろいろありすぎるものだから限定できない。現に調べたら問題点が次々と発生してくると。そしたらそれを止めるために、くどいようですが、勝手に調査委員会なるものを、第三者委員会なるものをでっち上げるといことです。今、一切、お互いが資料を提供するとお互いで拒否するという状況になっています。証人出頭もしないという状況になっております。これは正常な姿ではないのははっきりしている。だから、合理的な理由で協力できないということがあれば、当然その合理的な理由に対しては解決すべき問題だと、その上できちんと出頭してくださいというのをお願いするのが筋だと思いましたので、今回、懇切丁寧に説明したつもりでおります。これで出頭しないということになれば、文字どおり出頭拒否。百条委員会は告発する権限を持っており、という刑事罰の問題まで考えざるを得ないところまで行ってしまふ。そんなことを別に望むわけではありませぬし、そういう争いをすること自体がナンセンスですから、ぜひ、この問題についてはきちんと協力してもらいたい。少なくとも町民の皆さん方に問題が何が今生じているのかということとは、

ぜひ御理解をいただきたいということで百条委員会、あるいは議会としての説明ももちろん尽くしますけれども、ぜひ報道機関の皆さんにも理解しておいていただきたいということで今日の会見をお願いしたわけです。

今度27日、どうされるのか見たいというふうに思っております。とりあえず、私の説明は以上でございます。

○白根美穂副委員長　こちらからの説明は以上となります。